



京セラ  
**環境負荷物質ガイドライン**  
(サプライヤー向け調達基準)

第 16 版

発行： 2026 年 2 月 16 日

## 【目 次】

はじめに.....	2
京セラグループ環境安全方針.....	2

## 京セラ環境負荷物質ガイドライン

1. 目的.....	3
2. 適用範囲.....	3
3. 用語の説明 .....	3
4. 京セラの環境管理についての考え方.....	4
5. 含有化学物質の管理.....	5
6. 製造工程に関する要求事項 .....	8
7. 含有化学物質調査方法と提出書類.....	9
8. 二次お取引先様への伝達 .....	10
9. その他.....	10

別紙 A : 含有禁止・管理物質リスト

別紙 B : 含有禁止物質 例示物質リスト

## (制定様式)

様式 2 : 含有禁止物質 不使用・不含有保証書

様式 3-1 : 構成成分報告書 (化学物質・混合物用)

様式 3-2 : 構成成分報告書 (成形品用)

本ガイドラインは、京セラグループの基本となる基準を説明したものですが、当社の各事業部門、及び  
グループ会社において、独自に定めたものがある場合はそれに従って頂きますようお願いいたします。

## はじめに

京セラグループは、創業以来、「敬天愛人」の社是のもと、「社会との共生」、「世界との共生」、そして「自然との共生」という3つの「共生（LIVING TOGETHER）」をすべての企業活動の基本に置き、エコロジー（環境性）とエコノミー（経済性）の両立を追求しながら持続的な発展を目指す環境経営にグループを挙げて取り組んでいます。

京セラグループは、経営理念を基本とした環境安全に関する総合的な取り組みを、製品開発、調達、製造、流通、販売、お客様先でのメンテナンス、資源回収と再利用、そして廃棄に至るまでのバリューチェーン全体で推進するため、環境と安全衛生の方針を統合した「京セラグループ環境安全方針」を制定しています。この方針に基づき、環境負荷低減に向けた目標・目的を設定してより積極的かつ継続的な環境保護活動を推進しています。

近年、環境負荷物質に対する法規制や社会的要請はますます高まっております。これらの要求に確実に対応し、持続可能な社会の実現に貢献していくためには、サプライチェーン全体での取り組みが必要であり、サプライヤーの皆様のご協力が不可欠です。

本ガイドラインの主旨をご理解いただき、京セラの環境負荷物質管理へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 京セラグループ環境安全方針

京セラは創業以来、敬天愛人の社是のもと、全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類社会の進歩発展に貢献することを経営理念とし、環境安全に関する法令、当社の同意した事項および自主基準を遵守するとともに、これまで培ってきた技術やノウハウを生かし、様々なステークホルダーとのコミュニケーション、社会貢献活動への参画、支援を通じ社会課題の解決に向けた挑戦を続けてまいります。

#### 1. 従業員の安全確保・健康増進

- 全従業員が安全で安心して働く職場の実現に向けて、事業活動に関わる全ての人が、全員参加で活動を行う企業風土をつくります。
- リスクアセスメントを実施し、危険源の除去および労働安全衛生リスクを低減することにより、事故災害の防止をはかります。
- 心身の健康増進をはかり、従業員が健康で働きがいを感じ、能力を最大限發揮できる労働環境をつくります。

#### 2. 持続可能な社会への貢献

- 地球環境の改善に貢献する商品や、製品のライフサイクルを通して環境負荷を低減した商品の研究・開発および普及・拡大をはかります。
- バリューチェーン全体で温室効果ガス排出量を抑制し、脱炭素社会の実現に貢献します。
- 資源をより効率的に使用することで、循環型社会の実現に貢献します。
- すべての工程における化学物質の適正管理により、環境汚染の防止に努めます。
- 自然環境への負荷を極小化し、守り育てるこにより、生物多様性保全を促進します。

#### 3. 環境安全マネジメントシステムの運用

- 事業活動にあたり、マネジメントシステムの運用を通じて、経営理念を基本とした環境安全に関する取り組みを積極的に推進し、環境安全パフォーマンスの継続的な改善を行います。

## 京セラ環境負荷物質ガイドライン

### 1. 目的

本ガイドラインは、京セラグループ（以下京セラ）および外部委託先が調達する原材料、部品、包装材等における禁止物質および管理物質を定め、サプライヤーの皆様に遵守いただきたい内容を明確にし、環境関連法規制遵守を徹底することを目的としております。サプライヤーの皆様におかれましては、本ガイドラインに従った環境負荷低減活動をご対応いただきますようお願いいたします。

### 2. 適用範囲

京セラおよび外部委託先が調達する以下の物品に適用します。

#### (1) 一般部材

原材料、部品、製品等を指し、資材部門による調達品のほか、営業部門等による調達品や、外注加工品等も含みます。

#### (2) 包装材

素材にかかわらず、物品の収納、保護、取り扱い、配送、または授与するために使用するものを指し、京セラ製品の出荷等に使用する包装材のほか、調達品の納入等に使用される包装材も含みます。

「5. 含有化学物質の管理」について、京セラから出荷されない物品（製造設備や副資材等）は原則適用範囲外ですが、部材や製品へ触れる場合は、有害物質による汚染を防ぐため適用範囲とします。製造設備の場合は部材や製品へ触れる部位を対象とします。

### 3. 用語の説明

#### (1) 環境負荷物質

人の健康や環境に悪影響を及ぼすおそれがある物質を指し、京セラでは含有禁止物質（ランク 1）、管理物質（ランク 2）および工程使用禁止物質に分類します。

#### (2) 含有禁止物質（ランク 1）

調達品への含有を禁止する化学物質を指し、「5-2. 禁止および管理基準」の表 1 および 2 にその基準を示します。

#### (3) 管理物質（ランク 2）

意図的な使用を制限するものではありませんが、含有する場合は報告を求める化学物質を指し、「5-2. 禁止および管理基準」の表 3 にその基準を示します。用途や濃度によっては規制対象となる化学物質のほか、代替部材及び代替技術が確立していないため、使用実態を把握し、リサイクル、適正処理を考慮すべき化学物質等が含まれます。

#### (4) 工程使用禁止物質

調達品の製造工程での使用を禁止する化学物質を指し、「6-1. 工程使用禁止物質」の表 4 および 5 に示します。

#### (5) 意図的添加

成分として加える基本原材料、ならびに性能・機能を目的のものにするために、または工程中に工程条件等を維持するために、製造者が意識して添加することを指します。

#### (6) 含有

意図的であるか否かを問わず、内容物、付着物または残留物として化学物質が含まれている場合を「含有」として扱います。不純物が含まれている場合も含有していると解釈します。※不純物とは目的とする成分以外の未反応原料、反応副産物、指示薬、副生成物（意図した反応とは異なる反応により生成したもの）等を指します。

## (7) 規制値

化学物質の含有等を禁止または制限するために設けられている値のことをいい、本ガイドラインにおける含有禁止物質（ランク1）の規制値は、原則として法規制または業界標準（以下法規制等）における規制値に準拠します。ただし、規制値が含有濃度である場合、法規制等における規制内容にかかわらず、本ガイドラインの規制値は均質材料中の含有濃度とします。規制値が含有濃度ではない場合、例えば溶出量や放出量等である場合は、法規制等における試験法および計算方法に準拠します。また、法規制等において含有が禁止されているもので規制値の設定がない場合、本ガイドラインの規制値は含有濃度で0とします。

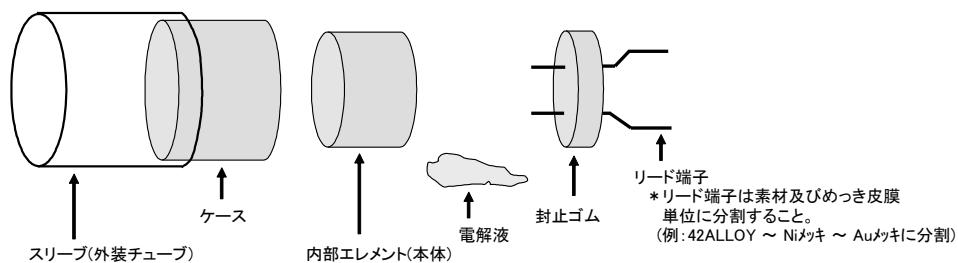
### ●本ガイドラインにおける含有濃度（含有率）の計算式：

$$\text{含有濃度（含有率）} = \frac{\text{化学物質の含有量}}{\text{化学物質を含有する均質材料の質量}}$$

## (8) 均質材料

全体的に均一な組成を持つ材料、または複数の材料の組み合わせから成り、ねじ外し、切断、粉碎、研磨などの機械的動作によって分離できない材料を指します。

### ●均質材料の例（コンデンサ）



## (9) 化学物質

自然状態の化学元素やその化合物、または製造プロセスによって得られる化学元素およびその化合物を指します。

例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼン など

## (10) 混合物

2種以上の単一の化学物質から構成される混合状態のもの（溶剤を含む）を指します。

例：塗料、インク、使用前の半田、接着剤、合金、メッキ液、洗浄剤 など

## (11) 成形品

生産時に与えられる特定の形状、外面またはデザインが、その化学組成よりも大きく機能を決定するものを指します。

例：コンデンサ、LSI、リードフレーム、ねじ など

## (12) サプライヤー

京セラおよび外部委託先へ、製品、サービス等を供給する原材料、部品事業者等のことを指し、外部委託先や加工を依頼する外注業者等も含みます。

## (13) 外部委託先

京セラが機械設備や部材を貸与し、且つ技術指導等を行った上で、製造工程の委託を受けている会社をいいます。

## (14) chemSHERPA

CMP コンソーシアムが提供する、サプライチェーンにおける製品含有化学物質の情報伝達共通スキームを指します。

## 4. 京セラの環境管理についての考え方

### (1) 含有化学物質の管理

京セラ指定の各種様式に従うデータ入手して含有化学物質の確認を行うとともに、有害性等に応じた管理を徹底しています。

### (2) 導入機械設備の環境影響考慮

機械設備の導入時には環境影響を考慮し、設備の仕様を決定しています。

(3) 調達品に使用される梱包材の仕様

梱包材使用量の削減、再使用の促進、再資源化が容易な梱包材への転換を図ります。

(4) 調達品の材質表示

環境影響の低減を図るため、樹脂系の調達品については、購入品仕様の指定やサプライヤーの皆様との協議による材質表示を推進しています。これにより、廃棄時の分別による再資源化の促進を図っています。

## 5. 含有化学物質の管理

### 5-1. 構成成分情報に関する要求事項

京セラでは、将来的な国内外の法規制の動向、お客様からの要求、および製品の安全性向上への対応を見据え、原則として調達品に含まれる全成分情報（構成する全ての物質）の開示をお願いしております。これは、現時点では法規制の対象外であっても、潜在的なリスク物質を早期に特定し、サプライチェーン全体の透明性を高めることを目的としています。ご提出いただく書類の詳細については「7. 含有化学物質調査方法と提出書類」をご確認ください。

### 5-2. 禁止および管理基準

本ガイドラインでは、含有化学物質の禁止および管理に関する基準を定めております。これらの基準は、製品含有化学物質情報の伝達に用いられる業界標準のスキームである chemSHERPA に収載されている国内外の主要な法規制等を基盤としております。これに加え、同リストには含まれない京セラにとって特に重要と判断される法規制等も独自に追加して作成しております。つきましては、以下（1）および（2）に示す基準を遵守いただき、環境負荷低減に向けた含有化学物質管理へのご協力をお願い申し上げます。

#### （1）含有禁止物質（ランク 1）

表1および2に示す法規制等の対象物質は、表に記載の条件で納入品への含有を禁止します。一般部材の禁止基準については表1を、包装材の禁止基準については表2をご参照ください。具体的な対象物質・対象用途・規制値については各法規制等をご確認ください。これらは参考として「別紙A：含有禁止・管理物質リスト」に記載していますが、最新の法規制等に従つていただくようお願いいたします。

**表1：一般部材に対する禁止基準**

管理基準 対象ID	法規制等	対象物質	対象用途※3	規制値
LR01	(日本) 化審法 第一種特定化学物質	法規制で輸入または上市が禁止/制限される物質 ※1	法規制等による規制用途	法規制等による規制値
LR02	(米国) 有害物質規制法 (TSCA) 使用禁止または制限物質 (第6条)			
LR03	(EU) ELV 指令			
LR04	(EU) RoHS 指令 Annex II			
LR05	(EU) POPs 規則 Annex I			
LR06-1	(EU) REACH 規則 Annex XIV (認可対象物質)			
LR07	(EU) REACH 規則 Annex XVII (制限対象物質)			
LR08	(EU) 医療機器規則 (MDR) Annex I 10.4			
LR09	(中国) 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法			
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	・分類が「P」である物質 ・分類が「D/P」であり、京セラが禁止と判断した物質 ※2		
-	京セラ自主規制	特定フタル酸エステル	全用途	合計 1000 ppm

**表2：包装材に対する禁止基準**

管理基準 対象 ID	法規制等	対象物質	規制値
-	(EU) 包装および包装廃棄物規則 (PPWR) 第5条 ※4	法規制で輸入または上市が禁止/制限される物質 ※1, 5	法規制等による 規制値
LR02	(米国) 有害物質規制法 (TSCA) 使用禁止または制限物質 (第6条)		
LR05	(EU) POPs 規則 Annex I		
LR07	(EU) REACH 規則 Annex XVII (制限対象物質)		
-	(EU) 殺生物性製品規則 (BPR)		
-	京セラ自主規制	特定フタル酸エステル	合計 1000 ppm
		ポリ塩化ビニル	0 ppm

※1. 納入先の国にかかわらず、表に記載した全ての法規制等を遵守ください。

※2. 分類が「D/P」である物質を含有する場合は、その物質が含有禁止物質（ランク1）に該当するかどうかを、京セラの事業部門にご確認ください。

※3. 「対象用途」には、京セラ内での使用用途や京セラ出荷製品の用途が含まれます。これには、京セラの顧客が当該製品を使用する用途も広く含まれるものとします。法規制等による規制用途への該当については、必要に応じて京セラの事業部門にご確認ください。

※4. (EU) 包装および包装廃棄物規則 (PPWR) (2025/40) の発効日までは(EU) 包装および包装廃棄物指令 (PPWD) (94/62/EC) 第11条に従ってください。

※5. 法規制により包装材が規制対象となる物質が本ガイドラインの対象です。成形品全般に適用される禁止および制限物質は対象物質に含まれます。

## ●京セラ自主規制について

### (1) 特定フタル酸エステル

全用途において、合計 1000 ppm 以上の含有を禁止します。

以下に示す対象のフタル酸エステルは REACH 規則や RoHS 指令等の規制対象物質であり、表1および2ではこれらの法規制に準拠した基準を別途定めていますが、特定フタル酸エステルの移行性（接觸している別のモノへ物質が移動する性質）を考慮し、他部材・製品への汚染を防止するため、自主基準として全用途での含有を禁止します。

対象のフタル酸エステルは以下の4種です。

- DEHP (CAS番号 117-81-7) : フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
- DBP (CAS番号 84-74-2) : フタル酸ジブチル
- BBP (CAS番号 85-68-7) : フタル酸ブチルベンジル
- DiBP (CAS番号 84-69-5) : フタル酸ジイソブチル

### (2) ポリ塩化ビニル

ポリ塩化ビニル (PVC、CAS番号 9002-86-2) は、可塑剤や安定剤として含まれる物質や、不適切な焼却時に発生する有害物質が、環境汚染や健康被害を引き起こす可能性があるため、京セラではポリ塩化ビニル (PVC) の包装材用途での使用および含有を禁止します。

## ●納入禁止日

含有禁止物質（ランク1）を含有する物品の京セラへの納入禁止日は、原則として法規制の施行日に準拠します。ただし、京セラが別途納入禁止日を指定させていただく場合もございます。

## (2) 管理物質（ランク 2）

表3に示す物質を含有する場合、その対象用途および含有濃度にかかわらず京セラにご報告をお願いいたします。具体的な対象物質については各法規制等をご確認ください。これらは参考として「別紙 A：含有禁止・管理物質リスト」に記載していますが、最新の法規制等に従うようお願いいたします。

**表3. 管理物質の報告基準**

管理基準 対象 ID	法規制等	報告基準
LR01	(日本) 化審法 第一種特定化学物質	対象物質を含有する場合 (ランク 1 対象となる場合を除く)
LR02	(米国) 有害物質規制法 (TSCA) 使用禁止または制限物質 (第 6 条)	
LR03	(EU) ELV 指令	
LR04	(EU) RoHS 指令 Annex II	
LR05	(EU) POPs 規則 Annex I	
LR06-1	(EU) REACH 規則 Annex XIV (認可対象物質)	
LR07	(EU) REACH 規則 Annex XVII (制限対象物質)	
LR08	(EU) 医療機器規則 (MDR) Annex I 10.4	
LR09	(中国) 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法	
-	(EU) 包装および包装廃棄物規則 (PPWR) 第 5 条	
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	対象物質を含有する場合 IC02
-	京セラ自主規制 (特定フタル酸エステル)	
-	京セラ自主規制 (ポリ塩化ビニル)	
LR06-2	(EU) REACH 規則 Candidate List of SVHC for Authorization (認可対象候補物質)	
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	対象物質を含有する場合 - (米国カリフォルニア) Proposition 65 - (フランス) 循環経済法 鉱物油規制
-	(米国カリフォルニア) Proposition 65	
-	(フランス) 循環経済法 鉱物油規制	
-	(EU) 殺生物性製品規則 (BPR)	法令による殺生物性製品または殺生物性製品により処理された物品を含む場合

## ●別紙 A および B について

### (1) 別紙 A：含有禁止・管理物質リスト

含有禁止物質（ランク1）の対象物質・対象用途・規制値、および管理物質（ランク2）の対象物質に関する情報を記載したリストです。基準となる法規制等への参照リンク、法規制原文からの抜粋、および補足説明等を記載しています。

### (2) 別紙 B：含有禁止物質 例示物質リスト

含有禁止物質（ランク1）のうち、特に法規制原文において物質群等で表記され、具体的な物質名やCAS番号が判別しにくい物質について、その具体的な例示物質を記載したリストです。なお、別紙Bに記載されている物質はあくまで例示であり、全ての規制対象物質を網羅しているものではありません。

## 6. 製造工程に関する要求事項

### 6-1. 工程使用禁止物質

京セラは持続可能な社会の実現と地球環境の保全、並びにサプライチェーン全体で働く人々の安全と健康の確保を重要な課題と認識しております。つきましては、前項の含有化学物質管理に加え、製造工程において使用される化学物質についても、環境負荷低減および労働安全衛生に配慮した適切な管理を推進いただくため、表4および5に示す物質を工程使用禁止物質として定めます。これらの物質をサプライヤーの皆様の製造工程で使用いただかないよう、ご協力をお願い申し上げます。

表4. オゾン層破壊物質

CFCs
ハロン
他の CFCs
四塩化炭素
1,1,1-トリクロロエタン
HFCs
HBFC
プロモクロロメタン
臭化メチル

表5. 安衛法 製造禁止物質

アスベスト類
黄りんマッチ
ベンジン及びその塩
4-アミノジフェニル及びその塩
4-ニトロジフェニル及びその塩
ビス(クロロメチル)エーテル
β-ナフチルアミン及びその塩
ベンゼンを含有するゴム糊

※製造工程で直接使用しないもの（空調などの冷媒や消火器の消火剤等）は除きます

### 6-2. 特定フタル酸エステル 4 物質の管理

京セラ自主規制の対象である特定フタル酸エステルは、製造工程における誤使用・混入や製品間の移行汚染が懸念されるため、サプライチェーン全体での厳格な管理が不可欠です。下記の点にご協力をお願いいたします。

#### (1) 製造工程における混入汚染防止

代替可塑剤ご使用時も、特定フタル酸エステルと工程や容器を厳密に区分けください。困難な場合は、徹底した清掃と汚染状態の定期監視をお願いいたします。

#### (2) 製造工程における移行汚染防止

特定フタル酸エステルを含む静電マットや治工具、ゴム手袋などは、製品への移行リスクから製造工程や出荷用途からの排除をご協力をお願いいたします。排除困難な場合、製品中の均質材料で合計 1000ppm以上とならないよう厳重な管理をお願いいたします。

また、上流の加工先につきましても、確実な管理と必要な支援をお願いいたします。サプライチェーン全体の汚染防止に向け、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 7. 含有化学物質調査方法と提出書類

含有化学物質調査の具体的な対象品、およびサプライヤーの皆様にご準備いただく提出書類の様式については、製品含有化学物質情報管理システム（EARTHs）等を通じて京セラより提示させていただきます。なお、下記の様式以外に京セラ事業部門が独自で定めた様式でのご準備をお願いする場合がございます。これらの書類は、新規採用時、構成材料変更時、京セラ指定時ならびに過去の回答に変更があった場合にご提出をお願いいたします。継続取引中の納入品については、変更内容に応じた必要書類をご提出下さい。なお、環境負荷物質への影響有無によらず、製品の構成材料等の変更については、別途各事業部門へ所定の手続きをお願いします。

表6：提出書類

提出書類		提出要否	
様式 No.	様式名称	化学物質・混合物	成形品
様式 2	含有禁止物質 不使用・不含有保証書	○	○
様式 3-1	構成成分報告書（化学物質・混合物用）	○※	-
様式 3-2	構成成分報告書（成形品用）	-	○※
-	chemSHERPA CI	○※	-
-	chemSHERPA AI	-	○※
-	SDS（安全性データシート）	○	△
-	分析データ	△	△

○ : 提出は原則必須

△ : 提出要否は、別途ご連絡

※京セラ事業部門の要望に応じて、構成成分報告書とchemSHERPAの両方もしくはいずれかをご提出ください。

### ●提出書類の説明

#### (1) 様式 2 : 含有禁止物質 不使用・不含有保証書

本ガイドラインに定める含有禁止物質（ランク1）の不使用および不含有を保証頂く様式です。

#### (2) 様式 3 : 構成成分報告書

化学物質・混合物については「様式 3-1 : 構成成分報告書（化学物質・混合物用）」、

成形品については「様式 3-2 : 構成成分報告書（成形品用）」を用いて報告して下さい。

※以下はchemSHERPAにはない項目です。これらは構成成分報告書によりご報告ください。

項目	記入内容
鉱物の含有有無 ※3-1のみ	原料に、鉱物（精製されているものも含む）が使用されている場合、鉱物の含有有無欄に○を記入下さい。
ランク	含有禁止物質（ランク1）に該当する場合は「1」を、管理物質（ランク2）に該当する場合は「2」を選択して下さい。どちらにも該当しない場合は「-」を選択して下さい。なお、含有禁止物質（ランク1）に該当する場合は備考欄に該当する法規制等を記載ください。
含有区分	各化学物質について、意図的添加の場合は意図的、そうでない場合は非意図的を選択ください。

項目	記入内容
化審法 BAT報告	(日本) 化審法 第一種特定化学物質に該当する場合は、日本の3省（厚生労働省・経済産業省・環境省）へのBAT報告が済んでいるか否かを記入してください。なお、「BAT報告済み」とは上記3省へのBAT報告および3省による確認が完了していることを指します。
塩素(Cl)含有率 臭素(Br)含有率 塩素(Cl)と臭素(Br)の総含有率 ※3-2のみ	成形品中の塩素(Cl)、臭素(Br)、塩素と臭素の総含有率に関する情報がある場合は記入してください。

### (3) chemSHERPA

化学物質・混合物については chemSHERPA CI、成形品については chemSHERPA AI を用いて報告して下さい。

### (4) 分析データ

京セラ事業部門より、必要に応じて分析データのご提出をお願いする場合がございます。

## 8. 二次サプライヤーへの伝達

### (1) サプライヤーの皆様が製造者の場合

京セラに納入する物品を製造するために、サプライヤーの皆様が調達する部品・材料の製造者や、加工依頼する二次加工先に対して、このガイドラインに準じて環境負荷物質管理活動に取り組むよう指導し、要求事項を満たしていることを確認して下さい。また、必要な支援を行って頂くようお願いいたします。

### (2) サプライヤーの皆様が商社の場合

京セラに納入する物品の製造者に対して、このガイドラインを伝えて頂き、ガイドラインに沿った環境負荷物質管理活動に取り組むようご指導願います。また、購入先の製造者からガイドラインの充足状況に関する情報を収集して京セラにご提供頂きますようお願いいたします。

## 9. その他

京セラにご提出頂きました情報は京セラ内で共有し、京セラ内における環境負荷物質の管理および当社顧客からの調査への対応に活用させて頂くと共に、法遵守のため、京セラ製品の情報として、第三者に開示する場合があります。

### 【お問い合わせ先】

京セラ株式会社

本社 化学物質管理部

E-mail : [chemical\\_management01@gp.kyocera.jp](mailto:chemical_management01@gp.kyocera.jp)

## 【改訂履歴】

版数	制定／改訂日	改訂概要
1	1998.12.10	新規制定
2~15	—	記載省略
16	2026.2.16	<p>内容の全面改訂</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・物質リストから法規制等のリストへの形式変更</li><li>・収載法令および基準の見直し</li><li>・別表 1~5 を別紙 A, B へ変更</li><li>・様式 2, 3 のフォーマット変更</li><li>・様式 4, 5 の廃止</li><li>・上記変更に伴う本文の全面修正</li></ul>